

利用規約

Dance Studio Jamglad（以下、本スタジオといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条 入会における責任

本スタジオに入会できる方は、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本スタジオを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられておらず、現在良好であり、レッスン受講に何ら問題ないことを認める方のみとします。レッスンの際は指導者及びスタッフの指示に従い、個人の責任で、安全に注意を払い、自らの身体的限界を超えない範囲でレッスンを受講いただきます。（既にアレルギー体質の方、負傷中の方、疾病中の方、妊娠中の方、先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害をお持ちの方は）主治医の承諾のもと、レッスン受講前に申告していただきます。また、緊急の際に知っておいて欲しい応急処置がある場合も同様とします。

第2条 レッスン受講における責任

本スタジオが行うレッスンは医療行為ではなく、心身の健康維持・向上を目的としています。万一レッスン中に体調などに異常が生じた場合は直ちに受講を中止し、指導者またはスタッフに申告してください。レッスン中の負傷・疾病等については、本スタジオの重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。また、応急処置を行うことがあります。その結果についても同様とします。

第3条 入会資格の有無

暴力団構成員、会員の円滑なスタジオライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第4条 入会手続き

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第5条 入会金

会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で支払わなければなりません。入会金は入会契約締結のための必要費用であり、いかなる理由があっても返還いたしません。

第6条 会員資格の除名

本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。3. 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。8. 本スタジオの合

理的な指示・指導に従わないとき。 9. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオとしてふさわしくないと認めたとき。

第7条 会費

会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限および支払方法は本スタジオが定めるものとします。月会費は、会員資格を有する限り、施設を実際に利用しなかった場合でも支払い義務が発生します。なお、既に納入された会費については、原則として返金いたしません。

第8条 休会

1. 会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。 2. 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第9条 退会

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条 臨時休業

本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。 1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。 2. 施設の改造または補修工事実施のとき。 3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。 4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。 5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条 トラブル等の責任

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。 2. 本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とし、場合によっては除名することができます。 3. 会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第12条 写真・映像の利用

本スタジオでは、レッスン風景やイベントの様子を写真・映像に収め、ホームページ・SNS・チラシ等に掲載する場合があります。掲載を希望されない方は、事前にスタッフまでお申し出ください。

第13条 規約の改定

本スタジオは、社会情勢や経済状況の変化等に応じて、本規約および諸費用を改定することがあります。改定の際は、改定日の1ヶ月以上前までに、ホームページまたはメール等により会員に告知します。

第 14 条 施行日

本規約は 2025 年 10 月 1 日 より施行します。